

Q. 土壤汚染対策法について教えてください。

A. 土壤汚染対策法について、Q & A形式で概要をご説明します。

◆この法は、いつできましたか？

平成14年5月29日に公布され、平成15年2月15日より施行されました。

◆この法が制定された背景は？

工場跡地などの再開発や売却時の調査あるいは工場・事業場の自主的な調査の結果などから土壤汚染が顕在化するケースが増えました。このような状況の中で土壤汚染対策の法制化が求められました。

◆目的は何ですか？

法は、有害物質を取り扱っていた工場・事業場の跡地が、土壤汚染の有無がわからないままに住宅や公園などの人が立ち入ることができる用途に供されることによって、人への健康影響が生じてしまうことを防ぐことを目的としています。

◆法はどのようなことを定めているのですか？

法が定めていることは次の2つです。

- ① 土壤の汚染状況の把握（土壤汚染状況調査）に関する措置
- ② 汚染による人の健康被害の防止に関する措置

◆汚染物質として法の対象となる物質は何ですか？

法の対象となる物質を特定有害物質と呼びます。特定有害物質とは「それが土壤に含まれることに起因して人の健康にかかる被害を生じるおそれがあるもの」です。表1に物質名と基準を示しました。

◆土壤汚染状況調査は、誰が行うのですか？

土地の所有者等は、環境大臣の指定した機関（指定調査機関）に汚染状況を調査させ、その結果を都道府県知事に報告することになっています。

◆土壤汚染状況調査は、どのような場合に実施するのですか？

法が定めているのは次の2つの場合です。

- ① 有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第二条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等する施設）の使用廃止した時の工場・事業場の敷地
- ② 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地

◆土壤の汚染状況はどのようにして調べるのですか？

土壤の汚染状況を把握するために、「土壤含有量調査」「土壤溶出量調査」「土壤ガス調査」を実施することとなっており、汚染物質の種類ごとに必要な調査が定められています。表1に示した揮発性有機化合物（第1種特定有害物質）では「土壤溶出量調査」及び

「土壌ガス調査」、重金属等（第2種特定有害物質）では「土壌含有量調査」及び「土壌溶出量調査」、農薬等（第3種特定有害物質）では「土壌含有量調査」となっています。

◆汚染が判明した土地はどうなるのですか？

都道府県知事は、汚染が明らかになった土地を指定区域に指定し、人の健康被害のおそれがある場合には汚染原因者や土地所有者等に対し、汚染除去等の措置を命じることになっています。

◆鉱山のように特定有害物質に指定された物質が、自然に存在する土地も指定区域になるのですか？

法の対象となる土壌汚染とは、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定されるものであり、自然的原因により有害物質が含まれる土壌については対象となりません。

◆法の問題点はありますか？

稼働中の工場・事業場に関する規制がないことや除去した汚染土壌の管理などについて問題点が指摘されています。

以上、土壌汚染対策法の概要についてご説明しました。詳細は環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/water/index.html>) などをご覧ください。

(新潟県保健環境科学研究所 関谷一義)

表1 対象物質と基準

特定有害物質(法第2条)	指定基準(法第5条)		(参考) 土壌環境基準(銅を除く)
	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準	
四塩化炭素		検液1 Lにつき0.002mg以下であること	検液1 Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液1 Lにつき0.004mg以下であること	検液1 Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液1 Lにつき0.02mg以下であること	検液1 Lにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン		検液1 Lにつき0.04mg以下であること	検液1 Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液1 Lにつき0.002mg以下であること	検液1 Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液1 Lにつき0.02mg以下であること	検液1 Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロチレン		検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液1 Lにつき1mg以下であること	検液1 Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液1 Lにつき0.006mg以下であること	検液1 Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエタン		検液1 Lにつき0.03mg以下であること	検液1 Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン		検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物	土壌1 kgにつき250mg以下であること	検液1 Lにつき0.05mg以下であること	検液1 Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壌1 kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 ……うちアルキル水銀	土壌1 kgにつき15mg以下であること	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壌1 kgにつき150mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であること	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に属する)においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物	土壌1 kgにつき400mg以下であること	検液1 Lにつき0.8mg以下であること	検液1 Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壌1 kgにつき4000mg以下であること	検液1 Lにつき1mg以下であること	検液1 Lにつき1mg以下であること
シロネ		検液1 Lにつき0.003mg以下であること	検液1 Lにつき0.003mg以下であること
チウラム		検液1 Lにつき0.006mg以下であること	検液1 Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルム		検液1 Lにつき0.02mg以下であること	検液1 Lにつき0.02mg以下であること
P C B		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

(環境省「土壌汚染対策法のしくみ」から引用)